中経連 16 第 23 号
平成 16 年４月９日

知的財産戦略本部
　本部長　小　泉　純一郎　様

社団法人　中部経済連合会
会　長　　太　田　宏　次

謹啓　公務ご繁忙のなか、ますますご精励の程慶賀に存じあげます。
　さて、本会では、提言書「知的財産戦略のあり方」を別添の通りとりまとめましたので、ご高覧のうえ、知的財産推進計画の改訂にご反映いただきたくご提出申し上げます。

謹　白

知的財産戦略のあり方

平成16年４月

社団法人 中部経済連合会

「知的財産戦略のあり方」提言抜粋

国に対する政策提言①

政府は、これまでも模倣品被害が深刻な国・地域に対しては、特許庁長官会合等の二国間協議や、TRIPS 理事会等の多国間協議の場で、相手国政府へ模倣品取り締まりの強化を要請しており、特に中国に対しては、2002 年 12 月に国際知的財産保護フォーラムと連携して官民合同ミッションを派遣しているが、こうした海外市場における模倣品対策について、引き続き積極的に取り組むべきである。

国に対する政策提言②

模倣品被害が甚大な国へのＯＤＡについては、模倣品対策や、知財意識啓発など、対象国の知的財産政策・制度を支援するために活用すべきである。

国に対する政策提言③

手続面における企業負担を減少するには、単一の世界特許制度を実現できれば解決するが、実現性を考慮し、次善の策として、各国特許庁が付与した特許権を互いに権利として認め合う、いわゆる相互承認を実現する必要がある。

政府は、国際的な枠組みの中での議論など、すでに着実に活動を続けているが、こうした取り組みを、各国間の中でリーダーシップを発揮して一層推進し、早急に相互承認を実現すべきである。

国に対する政策提言④

相互承認の実現、ひいては単一の世界特許制度の実現が待たれるが、当面は、機械翻訳にも容易に対応できる各国の出願フォーマットの統一の早期実現等、特許制度の調和に向けた取り組みも引き続き推進すべきである。

併せて、各国特許庁の先行技術調査・審査結果の相互利用により、審査基準の調和および制度運用の調和を目指す取り組みについても、各国特許取得の予見性が向上することから、引き続き推進すべきである。

また、こうした世界的な特許制度の調和を図る前段として、米国に対しては、先発明主義から先願主義への早期移行、出願公開制度の完全化を強く求めるべきであり、中国をはじめとするアジア諸国に対しては、特許制度等を遅滞なく適正に運用できる体制を早急に整備するよう求めるべきである。

国に対する政策提言⑤

政府は、模倣品に関する情報交換等を強化する仕組みを構築するため、中国、韓国との税関相互支援協定の締結に向けて取り組んでいるところであるが、引き続き模倣品被害が甚大な国の税関当局や警察当局との連携を密にして、水際対策の強化に向けて努力すべきである。

国に対する政策提言⑥

特許審査の迅速化を図るには、特許審査官を大幅に増員することこそ、まず第一に実施すべきであると考える。また、任期付審査官については、一刻も早く滞貨を一掃するため、即時に大幅な増員を図るべきである。なお、増員にあたっては、審査官の質の確保にも十分留意すべきである。

国に対する政策提言⑦

的確な審査の実現、出願人に開かれた審査の実現という観点から、特許庁は、拒絶時における引用文献との類似点・相違点など拒絶理由の詳細説明、特許にするための補正案に関する審査官アドバイスなど、きめ細かく審査できる体制を整備すべきである。また、ＦＡＸ、メール等を利用した出願人による技術説明・面談・補正相談などを可能とする開かれた審査を指向すべきである。

国に対する政策提言⑧

特定指定調査機関が作成した、先行技術調査レポートを添付して審査請求した場合における審査請求料減額制度を、実効ある制度とするためには、先行技術調査費用を上回る減額幅を確保する必要があると考える。出願人がコストメリットを享受し、審査請求前の先行技術調査へのインセンティブを付与するような減額幅を設定すべきである。

国に対する政策提言⑨

特許審査の迅速化のために不安定な権利である実用新案制度を存続させ、利用を拡大することは、国内市場における知的財産の保護強化という観点からは、望ましいとはいえないため、実用新案制度は廃止すべきである。

また、仮に制度を存続させるとしても、権利存続期間が 10 年に延長されれば、企業は、一層長期にわたり他者の権利監視作業を強いられることになるため、権利存続期間は延長すべきではない。

国に対する政策提言⑩

早期権利化の要請に応えるには、不安定な実用新案制度を活用するのではなく、特許制度における早期審査制度を活用すべきであると考える。近年、対象者を拡充する運用をしているが、それに伴う制度の利用増に対応できる体制の強化を図るべきである。

国に対する政策提言⑪

現在、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」（特例法）を改正し、ＩＰＣＣ以外の機関、企業へ先行技術調査業務を開放する動きがあるが、当地域は、特に自動車、工作機械、セラミックス等の技術分野において、他地域よりも厚い人材の蓄積を備えていることから、先行技術調査を担う能力を十分有している地域だといえる。特許審査の迅速化、ひいては知的財産の一層の保護強化を図るには、当地域の人材を先行技術調査業務に活用するべきであり、そのために、当地域において先行技術調査機能を整備すべきである。

国に対する政策提言⑫

当地域の知的財産の保護強化という観点から、例えば、名古屋地裁においても、法曹基盤の強化を図った上で、将来的に、知的財産専門部を設置し、再び特許権、実用新案権に関する訴訟の提起を可能とすべきである。

国に対する政策提言⑬

知財アドバイザーとして期待される企業の知財担当者や技術者の質を保証して、サービスを受ける中小企業等に信頼を与えるという観点、また、彼らの能力向上の目標を創るという観点、さらには、こうした人材の流動性を高めるという観点から、企業の知財業務を、職業能力開発促進法に基づく検定職種とし、技能検定の実施を伴う国家資格「知的財産プランニング技能士（仮称）」を創設すべきである。

国に対する政策提言⑭

中小企業の優れた国内特許を選別して、それらの外国権利を代行取得し、中小企業の実力に応じて、海外市場への製品輸出あるいは知財流通をめざしたマーケティングを行い、係争が生じた場合にも処理まで請け負うなど、中小企業が生み出した知的財産を活用して、海外市場で外貨を稼ぐためのワンストップ支援を行う公的機関である「中小企業ＴＬＯ（仮称)」を創設すべきである。

国に対する政策提言⑮

知的財産の国内、海外への流通を促進するため、税制面の優遇措置を拡充、あるいは創設すべきである。

自社が取得した産業財産権を他社（関連会社を除く）に譲渡する際、譲渡益に対する課税には軽減税率を適用すること、また、産業財産権の償却期間を短縮し、他社からの産業財産権の取得を促進することが考えられる。

また、海外市場へのライセンス活性化の観点から、外国税額控除の適用対象を拡大すべきである。例えば、わが国企業が中国国内の企業からロイヤルティを徴収する場合、中国税務当局により、企業法人税 10 ％の他に営業税５％が原則課税されるが、この場合、企業法人税については外国税額控除の対象となるが、営業税は流通税とみなされ対象とならない。海外市場において、ロイヤルティに関連して課される税は、所得税以外でも外国税額控除の対象とするべきである。

国・自治体に対する政策提言①

海外市場において、中小企業の知的財産を保護するため、中小企業の外国権利取得費用を助成すべきである。なお、愛知県および名古屋市は、すでにこのような助成制度を創設していることから、引き続き積極的な運用を期待するものである。

国・自治体に対する政策提言②

わが国企業の知的財産の保護強化の観点から、海外市場において、中小企業が取得した外国権利が侵害された場合には、現地の調査会社等に支払う現地調査費用を助成すべきである。また、その結果、訴訟で争うことになった場合、訴訟費用の負担を軽減する制度を創設すべきである。例えば、訴訟提起時における資金を融資し、敗訴時に当該融資の一部を免除する制度や、知的財産訴訟費用を支弁するための共済あるいは保険制度の創設等が考えられる。

自治体に対する政策提言③

中小企業の職務発明規定の策定等、知財に関わる法務をアドバイスする仕組みを整備すべきである。また、中小企業が発明者に対して報奨金を支払った場合には、中小企業に対して、報奨金額の一部を助成する制度を創設するなど、技術者のインセンティブ向上に向けた取り組みを支援すべきである。

自治体に対する政策提言④

当地域において、大企業の知財部ＯＢ等をアドバイザーとして活用し、中小企業の知的財産戦略を支援する活動が、様々な組織・団体で取り組まれているが、こうした活動は、知的財産創造の活性化の観点から大変意義深く、引き続き積極的な取り組みを期待するものである。

さらに、アドバイザーの質向上や効率的運営、連携強化を目的として、各団体・組織間の情報交換や役割分担等の調整を、自治体が主導して行い、利用者が必要とする人材とワンストップで出会えるよう、利便性を高めるべきである。

国・自治体に対する政策提言⑤

知的財産の事業化を目指す中小企業を支援するため、金融機関による取り組みが積極化するまでの時限措置として、信用保証協会が保証を付す、知的財産権担保融資制度を創設すべきである。

大学に対する提言①

知的財産に強い法曹とは、つまるところ技術的素養を有する法曹とも言えるが、これらを多数輩出するためには、まずは法科大学院において、知的財産法はもちろん、理工系の技術科目など知的財産分野で欠かせない科目を履修できるよう工夫し、技術的素養を高められるようなカリキュラムも組めるようにすべきである。

さらに、理工系の学生や社会人の技術者といった技術系人材が、法科大学院に多数進学する仕組みをつくる必要がある。そのためには、法科大学院側も、入学者の多様性確保の一環として、技術系人材を一定割合入学させることに努めるべきである。

大学に対する提言②

ＭＯＴ（技術経営）教育への取り組みは、知的財産の創造、活用につながり、ひいては、当地域の産業の活性化にも貢献するため、各大学は、積極的に取り組むべきである。また、知的財産の保護強化という観点から、法律的素養を有する技術系人材、企業の知財部門で即戦力となるような人材を育てる専門職大学院を設立すべきである。

なお、多数の社会人が、こうした専門教育を受講することが可能となるよう、講座を夜間や休日に開講することも検討すべきである。

大学に対する提言③

工学部の学生による、知財や法務、経営に関する科目の履修や、法学部の学生による、知財や技術に関する科目の履修など、学部間の縦割り教育を排除することにより、学部段階で、理系の学生に法律的、経営的センスを養う教育や、文系の学生に、技術的センスを養う教育を施すべきである。

大学に対する提言④

一部の大学では、学内に知的財産本部を設置するなどして、情報発信や柔軟な契約形態、窓口機能の強化等に取り組みはじめているが、こうした取り組みを引き続き強化し、中小企業から見た場合の、いわゆる「敷居の高さ」を自ら打破するよう努力すべきである。

企業に対する提言①

模倣品による損害を被るのは、政府ではなく我々企業である。まずは、企業自らが、知的財産を経営戦略の一環として位置づけ、戦略的に模倣品対策に取り組むべきである。また、一企業単独での対策に終始することなく、業界団体等を通じた取り組みなど、同業他社との連携を強化し、より効果的な模倣品対策を行うよう、引き続き努めるべきである。

企業に対する提言②

模倣品対策については、ただ現場に任せるだけでなく、人的にも資金的にも充分に現地体制を強化、バックアップすることにより、これまで以上に積極的に取り組むべきである。

企業に対する提言③

海外市場において、自社の知的財産を侵害行為から防衛するための大前提として、外国権利を取得するという意識を高め、積極的に権利取得に取り組むべきである。

企業に対する提言④

海外進出等技術移転にあたっては、意図せざるノウハウの流出リスクも高いという認識に立ち、「ノウハウを積極的に権利化して保護する戦略」、「ノウハウを徹底的に秘密管理する戦略」等、技術管理戦略の明確化を図るべきである。また、国内においても、人材の流動化等、ノウハウの流出リスクが高まっているため、「営業秘密」としての管理をさらに強化し、社内の意識向上、管理体制の充実を図るべきである。

企業に対する提言⑤

大企業の技術者や知財担当者、あるいはそのＯＢは、法科大学院やＭＯＴ大学院、ＴＬＯ、中小企業の知財アドバイザー組織、先行技術調査機関、下請企業等、様々な団体、組織から、今後ますます必要とされることから、大企業は、人材の提供をはじめとした支援要請に対して、今後とも可能な限り協力すべきである。

企業に対する提言⑥

有望な未利用の知的財産を活用するため、その知的財産を生み出し、かつ熟知している技術者に、それを持たせて起業させる、いわゆるスピンオフベンチャーを促進すべきである。すなわち、「知財」と「人材」を一つのシステムとすることにより、それを製品化するノウハウを併せ持つことができ、事業化の可能性を高めることが期待できる。こうした取り組みを積極化して、企業内に眠る有望な知的財産及び人材を世に送り出すべきである。

なお、起業に際しては、確実な事業化を図るために、親会社が出資する方法があるが、より独立性を高めるには、各自治体が積極的に取り組んでいるベンチャー支援、創業支援制度による公的資金を活用する方法もある。